

掲載内容

第1章

秘密・プライバシー等に関する懲戒の状況と分析

第1節 懲戒の状況(自由と正義)

- 1 依頼者の秘密等の漏示
 - (1) 問題となる態様
 - ア 秘密等の利益相反的な利用
 - イ 相手方への秘密等の漏示
 - ウ 第三者への秘密等の漏示
 - エ 秘密等の公開
 - (2) 懲戒の根拠条文
 - (3) 秘密の内容
- 2 依頼者以外(相手方)の秘密等の漏示
 - (1) 依頼者への開示
 - (2) 相手方への連絡方法及び連絡内容
 - (3) 相手方関係者への連絡
 - (4) 相手方の秘密等の開示

第2章

利益相反に関する懲戒の状況と分析

(利益相反の類型)

第1節 懲戒の状況(自由と正義)

第1 依頼者の利益と別の依頼者の利益が相反する類型

- 1 同一事件型
 - (1) 職27条1号(賛助、依頼承諾)【類型①】
 - (2) 職27条2号(信頼関係)【類型②】
- 2 別事件型
 - (1) 職27条3号(相手方の別事件)【類型③】
 - (2) 職28条2号(依頼者等を相手方とする別事件)
 - ア 職28条2号前段(依頼者を相手方とする別事件)【類型④】
 - イ 職28条2号後段(顧問先等を相手方とする別事件)【類型⑤】

第3章

直接の規定がない利益相反に関する懲戒の状況と分析

第1節 懲戒の状況(自由と正義)

- 1 遺言執行者【類型⑥】
 - (1) 実質的な判断
 - (2) 各事例の検討
 - 2 他の財産管理人【類型⑦】
 - 3 刑事事件の共犯者【類型⑧】
- 【一覧表E】 直接の規定がない利益相反に関する懲戒事例(自由と正義)

第2節 懲戒の分析(議決例集)

- 1 遺言執行者【類型⑥】
 - 【関連する事例】 F①~⑫
 - (1) 各事例の検討
 - (2) 遺言執行者に関する弁護士の行動準則
 - 2 他の財産管理人【類型⑦】
 - 【関連する事例】 F⑬~⑳
 - (1) 職務代行者
 - (2) 成年後見人
 - (3) 成年後見監督人
 - 3 刑事事件の共犯者【類型⑧】
 - 【関連する事例】 F㉑
- 【一覧表F】 直接の規定がない利益相反に関する議決例(議決例集)
- 【一覧表G】 実質的判断要素の考慮状況

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

弁護士懲戒の状況と分析

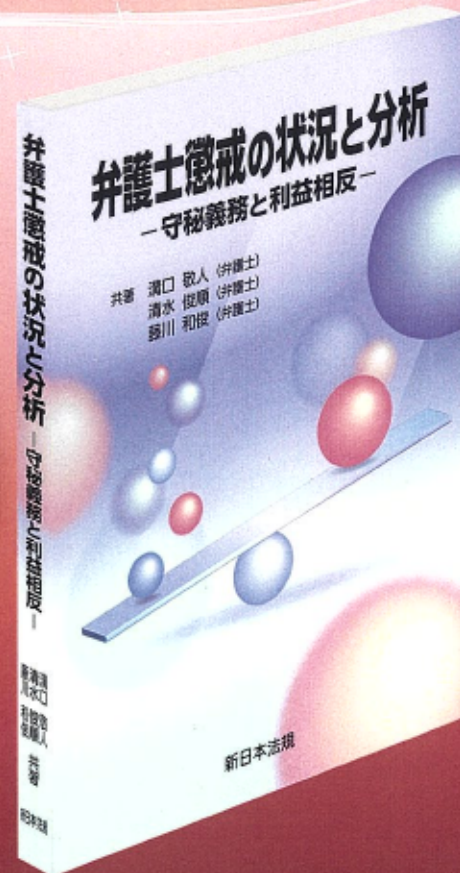
— 守秘義務と利益相反 —

共著

溝口 敬人 (弁護士)
清水 俊順 (弁護士)
藤川 和俊 (弁護士)

実例に基づく
研究の集大成!

- 弁護士倫理の中核である守秘義務(秘密とプライバシー等)と利益相反に関する諸問題を詳解しています。
- 「自由と正義」及び「弁護士懲戒事件議決例集」に掲載された事例を分析し、弁護士の職務における要諦を明らかにしています。
- 「日本弁護士連合会 弁護士倫理委員会」の現任の副委員長及び元副委員長が執筆しています。



A5判・総頁278頁
定価 3,300円(本体3,000円)
送料410円
ISBN978-4-7882-9234-5

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



詳細はコチラ!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉
定価 2,970円(本体2,700円)

内容見本
(A5判縮小)

第1章 秘密・プライバシー等に関する懲戒の状況と分析

第1節 懲戒の状況（自由と正義）

1 依頼者の秘密等の漏示

(1) 問題となる態様

依頼者の秘密¹⁾等の漏示については、便宜、ア 秘密等の利益相反的な利用、イ 相手方への秘密等の漏示、ウ 第三者への秘密等の漏示、及び、エ 秘密等の公開の4つに分けて整理する。

ア 秘密等の利益相反的な利用

A①は、X法人が継続的な法律相談業務等の委託先（顧問先）でありながら、X法人の従業員の代理人として、X法人に対し、その業務等の処理の過程で知ったX法人に関する情報を利用して、業務監査を要求し、告発をして記者会見で告発内容を公表し、労働審判の申立てをした事例である。職27条1号・2号の利益相反にも抵触する実質を有する秘密等の利用（開示）であるが、職23条違反とした。「継続的な法律相談業務等の処理の過程で知ったX法人に関する情報」の利用や公表等を問題とするので、端的に依頼者の秘密を問題としているものと思われる。

A②は、雇主と従業員から一緒に相談を受け、相談途中で両者の利益相反の可能性を認識したにもかかわらず、相談を続けて従業員から情報を得て、雇主の代理人として当該従業員に対する損害賠償請求をした事例である。依頼者の秘密の保持の問題もあると思われるが、職27条2号違反とした。

A③は、XのAに対する訴訟においてAの代理人となったところ、XからBに関して、7年余りに相談を受ける過程で送信を受けたXの陳述書原稿を、Xの許諾なしに証拠として提出した事例である。職23条違反とした。Xの陳述書原稿の詳細は不明であるが、Bに関する相談のものであるので、依頼者のほか依頼者以外の秘密が含まれているものと思われる。

¹⁾ 「誰々の秘密」という場合に、「誰々が打ち明けた」という情報源に着目した秘密と、「誰々に関する」という対象に着目した秘密とを区別して考えるのが有益であるが、ここでは単に「誰々の秘密」としておく。

A①～③は、相手方の代理人としての職務を行っており、依頼者の秘密を利益相反的に利用（開示）した事例である。A④は、中立公平な第三者の職務を行った後、そこで得た秘密を一方当事者の代理人としての職務で利用（開示）した問題に関する事例である。

イ 相手方への秘密等の漏示

A④は、A社から元依頼者X社に対する訴訟において、A社の要請に応じて、X社の代理人として活動してきた経緯や職務上知り得た事実をかなり詳細に記載した陳述書を作成交付し、A社がこれを証拠提出した事例で、職23条違反とした。「X社の代理人として活動してきた経緯や職務上知り得た事実をかなり詳細に記載した陳述書」の提出を問題とするので、依頼者の秘密のほか依頼者以外の秘密も含まれていると思われる。

A⑤は、依頼者の債権回収のための情報提供を前提とした交渉の相手方に対し、依頼者から受任した別件訴訟に関する第一審判決等の訴訟資料を送付したことについて、法23条及び職23条の違反とした。依頼者から受任した「訴訟に関する第一審判決等の訴訟資料」を問題とするので、これも依頼者以外の秘密も含まれているものと思われる。

A⑥は、元依頼者に対する別件訴訟について、元依頼者を敗訴させるためにその相手方に協力し、元依頼者からの受任事件に関連する弁護士団内部の討

第2章 利益相反に関する懲戒の状況と分析

利益相反の検討においては、解説第3版74頁の利益相反の類型に即して、次のように類型化して検討を行った。なお、この類型化は一応のものであり、特に類型⑤（職28条3号）については様々なものが含まれている。

(利益相反の類型)

第1 依頼者の利益と別の依頼者の利益が相反する類型

1 同一事件型（依頼者と相手方）

- ア 職27条1号（賛助、依頼承諾）
- イ 職27条2号（信頼関係）

類型①

2 別事件型

- (1) 職27条3号（相手方の別事件）
- (2) 職28条2号（依頼者等を相手方とする別事件）
 - ア 職28条2号前段（依頼者を相手方とする別事件）
 - イ 職28条2号後段（顧問先等を相手方とする別事件）

類型②

類型③

類型④

3 その他型

- ・職28条3号（依頼者間の利益相反）

類型⑤

第2 弁護士と事件ないし当事者の間に特別の関係がある類型〔特別関係〕

- ・公務員等としての関与（職27条4号・5号）
- ・配偶者等が相手方（職28条1号）
- ・弁護士自身との利益相反（職28条4号）

類型⑥

(以上、第2章)

第3 直接の規定がない類型（及び刑事事件）

1 遺言執行者

類型⑦

第1節 懲戒の状況（自由と正義）

第1 依頼者の利益と別の依頼者の利益が相反する類型

1 同一事件型

職27条1号は、「相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件」、職27条2号は「相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの」について、職務を行ってはならないとする。法25条1号及び2号と同じ内容である。依頼者や相手方の同意があっても職務禁止は解されない。

職27条1号・2号が職務行為を禁止する趣旨は、弁護士が同号所定の事件について職務を行うことが、先に当該弁護士を信頼して協議または依頼した相手方の信頼を裏切ることになり、このような行為は弁護士の品位を失墜させるのでこれを未然に防止することにある（解説第3版76頁）。

職27条1号・2号は、同一事件型の利益相反で、典型的には双方代理をするようなものであるが、双方代理に限らず、受任に至らないで相談に終わったような場合であっても、過去においてのものであったとしても、相手方の当事者について職務を行うことが禁止される（解説第3版74頁）。

事件の同一性は、相反する利益の範囲によって、つまり、その基礎をなす紛争の実体を同一と見るべきかどうかによって判断すべきであり、社会生活において事実上利害対立を生ずるおそれのある場合を広く包含する。訴訟物が同一か否か、手続が同質か否かは問わない（解説第3版80頁）。

「相手方」とは、民事、刑事を問わず、同一案件における事実関係におい

【一覧表D】 利益相反に関する議決例（議決例集）

※Y：被懲戒者、X：懲戒請求者、A・B・C…：関係者

※法：弁護士法、職：弁護士職務基本規程、倫：旧弁護士倫理

第2章 利益相反 第2節 懲戒の分析	
第1 依頼者の利益と別の依頼者の利益が相反する類型	
1 同一事件型	
(職27条1号)	
問題となった行為	争点に関する判断
<p>(1) Yは、隣接する甲土地と乙土地の双方の所有権を主張するCとの事件を、甲土地の所有者A、乙土地の所有者Bという前提で、ABから受任したが、その後、Aが乙土地の所有権を主張しABに利害対立が生じたため、Yが、甲土地を対象とする事件につきAの代理人を辞任し、乙土地を対象とする事件についてBの代理人を辞任しなかった。</p> <p>(2) Yは、前記の甲土地を対象とする事件につきAの代理人とな</p>	<p>(1) 複数相続人を代理した事例で、その相続人間で利害が相反した場合に、相続人全員について代理人を辞任すべきという議論がある。しかし、これと異なり、本件は、甲土地を対象とする事件と乙土地を対象とする事件は、別個の土地についての第三者Cとの間の係争事件であり、ただちに乙土地を対象とする事件についても辞任すべきであるとはいえない。</p> <p>(2) Yは、甲土地を対象とする事件について、Aから「協議を受けて賛助し」受任していたが、別土地である乙土地が問題とされている当事者参加申立事件について、Aから「協議を受けて賛助し」とは認められない。ただ、Yは、甲土地を対象とする事件のAの代理人を辞任する以前に、将来の上記当事者参加申立事件においてAの不利</p>

第2章 利益相反に関する懲戒の状況と分析		
問題となった行為	争点に関する判断	
<p>議を受けて賛助し」たことになるとは認められず、当事者参加申立事件において、Aの「相手方」であるBの代理人として受任し訴訟追行することの妨げになるものではない。</p>		
類型/議決/出典	主文	関係条文等
<p>① 依頼者と相手方</p> <p>日弁連網紀委 2004.11.22 議決例集8-287</p>	<p>異議申出棄却 (原弁護士会：懲戒しない)</p>	<p>法25条1号</p>
問題となった行為	争点に関する判断	
	<p>原弁護士会の認定と判断に誤りはなく、戒告は相当である。</p> <p>(原弁護士会の議決)</p> <p>Yらは、Xらの債務整理を受任後、Xらの自己破産申立て等をする方針を決定した時点から、CとXら及びA社とは利害対立が顕在化した。</p> <p>しかるに、Yらは、Xらの代理人を辞任後、Cの代理人として、X₁に対する仮差押えし、Yら及びA社に対する</p>	